

## 施設の維持管理計画書（管理型）

- 1 産業廃棄物、埋立用機材等により、シートを破損しないように埋め立てること。

埋立時に異物の混入がないかチェックするとともに、シートに埋立用機材等が接触しないように作業を行う。

- 2 しゃ水工を月1回以上点検し、そのしゃ水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

月1回以上点検し、異常があれば、補修等必要な措置を講ずる。

- 3 放流水について、水質検査を6ヶ月に1回以上（PH、BOD、COD、SSおよび窒素含有量は月1回以上）行い、管轄保健所長にその結果を提出すること。

6ヶ月に1回以上行い、管轄保健所にその結果を報告する。

- 4 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講ずること。

異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講ずる。

- 5 最終処分場周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水、または、地下水集排水設備により採取した水について、水質検査を1年に1回以上（電気伝導率または塩化物イオン濃度は月1回以上）行い、管轄保健所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも1回以上行い、管轄保健所長にその結果を提出すること。

規定の水質検査を行い、管轄保健所にその結果を報告する。

- 6 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講ずること。

異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講ずる。

- 7 湧水対策のための集排水設備が施されている場合には、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合には、水質分析等を行いその原因を究明するとともに、必要な措置を講ずること。

湧水対策のための集排水設備は施されていない。

- 8 ガス抜き設備を年1回以上点検し、ガスを適正に排除するよう管理すること。

無機物質の埋立がほとんどであるが、異常が認められた場合は必要な措置を講ずる。

- 9 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

調整池の設置はない。

- 10 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。

埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆土を行う。

- 11 上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

閉鎖した埋立地については、定期的に巡回し覆いが損壊するおそれがあると認められる場合には、修繕を行う。